



薬食監麻発0727第1号

平成24年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第458号により、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして新たな医薬品の指定をするため、法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長あてに当該通知の写しを送付したことを申し添える。

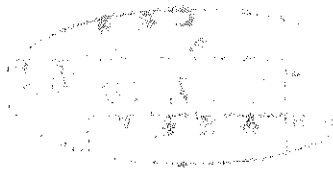
記

1 改正要旨

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンが承認されたことに伴い、当該医薬品を法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

2 適用時期

公布日（平成24年7月27日）



3 標準処理期間

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンの検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、以下のとおりとすること。

- ① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階） 40日
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階） 60日
- ③ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階） 110日
- ④ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階） 130日

なお、現在、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)

2の生物学的製法の意味は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(最終段階)の目の次に次の二目を加える。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(中間段階)
 生物学的製法基準のジフテリアキソノドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く)、破傷風トキソノドの条の3.1.3及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンの条の3.2.4(3.2.4.2、3.2.4.3及び3.2.4.4を除く)に規定する試験法によるものとする。ただし、生物学的製法基準のジフテリアキソノドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く)及び破傷風トキソノドの条の3.1.3に規定する試験法による場合の試験法は、最終ワクチンと同様となるようにして37℃に20日間おいたものとする。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)
 生物学的製法基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンの条の3.3.3、3.3.5、3.3.7、3.3.8、3.3.9及び3.3.10に規定する試験法によるものとする。

厚生労働省告示第千八百五十九号
 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十九条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省告示第百九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第一の一(188)を(190)とし、(140)から(187)までを(142)から(189)までとし、(139)を(140)とし、その次に次のように加える。

(141) ハゲリタキセル(人血清アルブミンを含有するものに限る。)
 別表第一の一(138)を(139)とし、(118)から(137)までを(119)から(138)までとし、(117)の次に次のように加える。
 (118) 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン
 別表第一の一(117)を(118)とし、その次に次のように加える。
 (1) 自家教育生細胞

○農林水産省告示第千八百四十九号
 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十九条第一項の規定により、平成二十四年四月六日付けをもちつたの農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年七月二十七日
 農林水産大臣 稲田 謙

○農林水産省告示第千八百五十号
 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十九条第一項の規定により、平成二十四年四月十日付けをもちつたの農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年七月二十七日
 農林水産大臣 稲田 謙

○農林水産省告示第千八百五十一号
 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十九条第一項の規定により、平成二十四年四月十一日付けをもちつたの農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年七月二十七日
 農林水産大臣 稲田 謙

登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
 23069 ホーペリア ハンジー ボタニガード水相剤 東京都中央区明石町8番1号 フリスターラボイオエム株式会社 代表取締役 丸ノ下ルヲ、フツバハカチン

23070 ベンチアメタリンアキ クロカゼル 東京都中央区本木六丁目10番1号 BAFジャパン株式会社 代表取締役 成尾友良

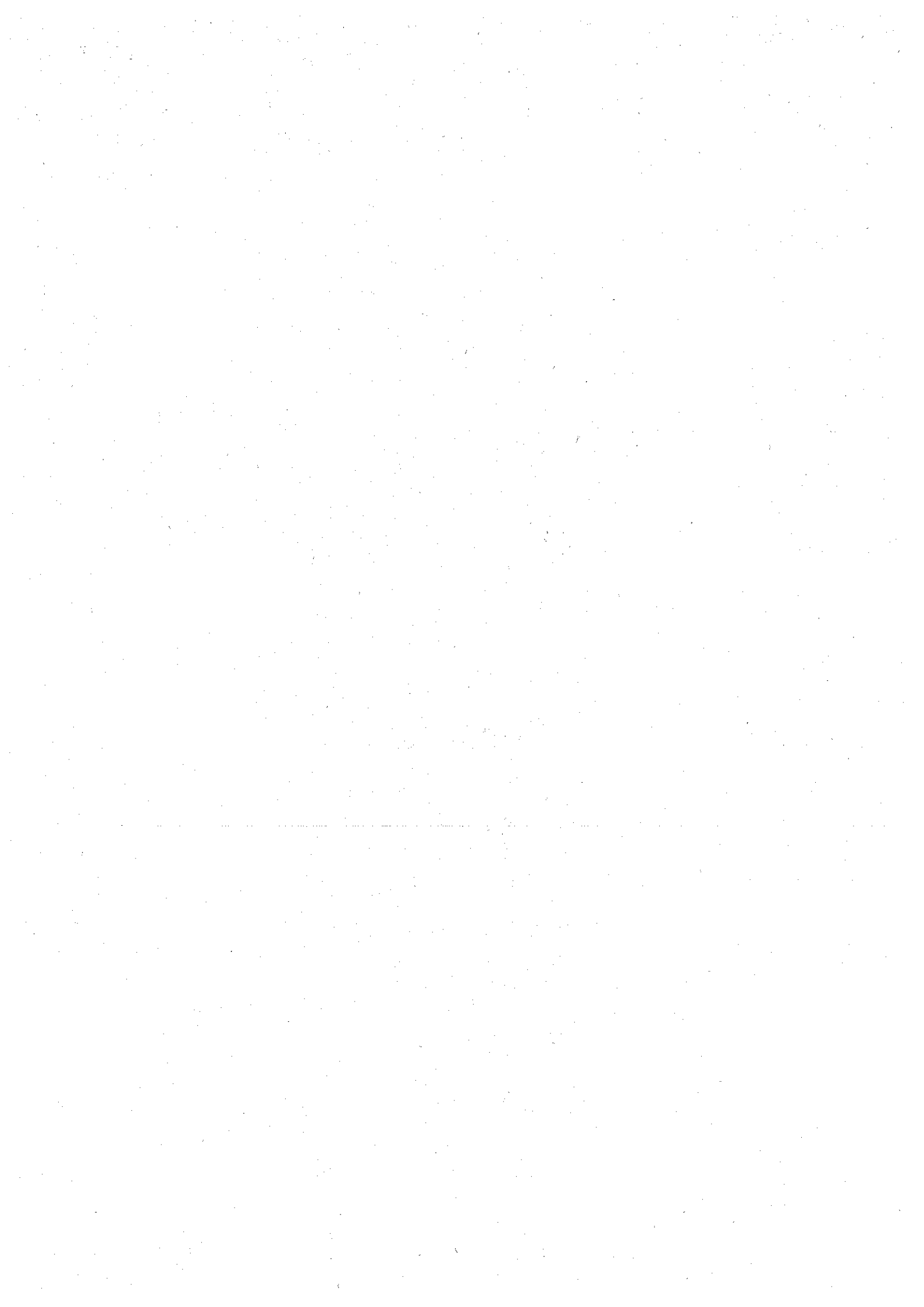
23071 トルクロホスヌチル、フラムトベル水相剤 ダブルイーグル ウェイブアックラック 東京都中央区八丁堀四丁目5番4号 野口化学工業株式会社 代表取締役 野口 隆

23072 農薬剤 アイヤージュース 東京都港区赤坂四丁目2番19号 アプロロカエンゴラ株式会社 代表取締役 引田 敏

○農林水産省告示第千八百五十二号
 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十九条第一項の規定により、平成二十四年四月二十五日付けをもちつたの農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年七月二十七日
 農林水産大臣 稲田 謙

登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
 23073 d-リセネ乳剤 オリンシバウー 東京都中央区東日本橋一丁目1番5号 株式会社エス・ラバー、エム・チン、チン、代表取締役 長 安田 誠
 23074 ジノチフラン粒剤 アトラクソン粒剤 東京都港区新橋一丁目5番2号 三井化学株式会社 代表取締役 長 金井 健彦



(別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤		標準処理期間 (日)
インフルエンザワクチン		60
インフルエンザHAワクチン		80
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		100
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスエソウマ抗毒素 (ガスエソ抗毒素)		70
乾燥ガスエソウマ抗毒素 (乾燥ガスエソ抗毒素)		70
不活化狂犬病ワクチン		70
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		80
コレラワクチン		60
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)		70
ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリアトキソイド		70
成人用沈降ジフテリアトキソイド		70
ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
水痘抗原		40
乾燥弱毒生水痘ワクチン		60
腸チフスパラチフス混合ワクチン		60
精製ツベルクリン (一般診断用)		80
痘そうワクチン (痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン (乾燥痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60

製剤		標準処理期間 (日)
日本脳炎ワクチン		80
乾燥日本脳炎ワクチン		80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		80
肺炎球菌ワクチン		60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
破傷風トキソイド		70
沈降破傷風トキソイド		70
乾燥はぶウマ抗毒素 (乾燥はぶ抗毒素)		70
沈降はぶトキソイド		50
沈降B型肝炎ワクチン		80
沈降B型肝炎ワクチン (h u G K - 1 4 細胞由来)		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来)		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)		80
組換え沈降 p r e - S 2 抗原・H B s 抗原含有B型肝炎ワクチン (酵母由来)		80
乾燥B C G 膀胱内用 (コンノート株)		80
乾燥B C G 膀胱内用 (日本株)		80
乾燥B C G ワクチン		80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)		80
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)		80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン		70
百日せきワクチン		100
沈降精製百日せきワクチン		100
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)		40

製剤		標準処理期間 (日)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液 (中間段階)		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (最終段階)		130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液 (中間段階)		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液 (中間段階)		110
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチン (最終段階)		130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン (破傷風トキソイド結合体)		60
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (乾燥ボツリヌス抗毒素)		70
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン (ソークワクチン)		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素 (乾燥まむし抗毒素)		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
ワイル病秋やみ混合ワクチン		70
加熱人血漿たん白		50

製剤	標準処理期間 (日)
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	50
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
乾燥 pH 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HB s 人免疫グロブリン	60
乾燥抗HB s 人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HB s 人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HB s 人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。